

入札説明書

令和 8 年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について疑義がある場合は、下記 16 の (3) に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 8 年 9 月 15 日（火）

2 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和 8 年度から令和 15 年度まで
- (2) 業務の名称
令和 8 年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借
- (3) 契約条項、仕様等
別途契約条項、仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- (5) 契約期間
契約締結日から令和 15 年 9 月 30 日まで
うち構築期間 契約締結の日から令和 10 年 9 月 30 日まで
うち運用保守及び賃貸借期間 令和 10 年 10 月 1 日から令和 15 年 9 月 30 日まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県告示に規定する令和 8 年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査方法等によるものとする。

なお、資格申請に当たっては、別途「入札参加資格審査申請説明書」を参照のこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁本館 1 階
- (2) 期間
令和 8 年 9 月 15 日（火）から同月 28 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
ア 場所

4の(1)に同じ。(和歌山県ホームページにおいても掲載する。)

イ 期間

4の(2)に同じ。

- (2) 仕様書を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。

ア 場所

仕様書の交付を希望する者は、別紙1の仕様書に係る誓約書(以下「誓約書」という。)を電子メールによりPDF形式で提出すること。仕様書は、当該誓約書を提出した者に対してのみ、電子メール(和歌山県のファイル送信サービス)により交付する。なお、仕様書の交付を受けた者は、仕様書を受信した後、16の(3)イに記載されたメールアドレス宛てに、受信した旨を返信するか、又は16の(3)イに記載された電話番号に電話し、受信確認を行うこと。

イ 誓約書の提出先

16の(3)イに記載されたメールアドレス宛て

ウ 誓約書の提出期間

4の(2)に同じ。

エ 交付期間

当該誓約書を受理した日の県の休日を除く翌々日までに交付する。

- (3) 入札説明書又は仕様書について質問のある者は、入札参加資格審査申請説明書に記載の申請書類に関する質問の方法により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 入札室

イ 入札日時

令和8年10月27日(火)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 入札の執行の際には、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (3) 郵送により入札する場合には、7の(7)の入札書を入れた封筒及び和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和8年10月26日(月)午後5時までに和歌山県会計局会計課に必着させること。

7 入札方法

- (1) 入札は、別紙2又は2の1の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札者は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
- (3) 代理人が入札する場合は、別紙3又は3の1の委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。
- (4) 入札書には、調達業務に係る入札金額の総額及びその内訳を記入すること。

- (5) 入札書には、当該業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、その名称及び当該権限を有する者の名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印しておかなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (7) 入札書は、封筒に入れ密封をし、その封筒の封皮には入札者の氏名及び調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、12 による再度の入札にあっては、この限りではない。
- (8) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状態にあると認めたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午後 1 時から午後 1 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。金融機関での振込納付を希望する場合は、事前に和歌山県会計局会計課に納付書送付依頼の連絡を行い、入札場所において入札日の午後 1 時から午後 1 時 30 分までの間に領収書の提示及びその写しを提出すること。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

ウ 入札保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付の免除を受けることができる。コンソーシアムとして入札に参加する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

(イ) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 4 又は 4 の 1 の入札保証金免除申請書を資格審査申請書類の受付期限日までに提出すること。）

※ 契約実績の契約日は、入札日から過去 2 か年以内であること。複数年契約の場合は過去 2 か年以前でも可。

※ 契約実績の完了日（契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日）が、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。

エ 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付の免除を受けることができる。コンソーシアムとして契約を締結する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

(イ) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 5 又は 5 の 1 の契約保証金免除申請書による。）

※ 契約実績の契約日は、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。複数年契約の場合は過去 2 か年以前でも可。

※ 契約実績の完了日（契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日）が、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。

ウ 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

(1) 入札公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から一般競争入札についての参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止の措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で 3 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

(2) 次の各号に該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の時刻までにされなかった入札

エ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

オ 同一事項の入札について、代理人が 2 人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札

カ 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

キ 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

ク 記名押印を欠いた入札書による入札

ケ 金額を訂正した入札書による入札

コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

サ 入札保証金が 9 の(1)に規定する金額に達しないときの入札

シ その他の入札に関する条件に違反した入札

11 落札者

(1) 和歌山県財務規則第 102 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

12 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (2) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (3) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- ア 10の(2)の(ア)から(キ)まで、(サ)及び(シ)のいずれかに該当する入札
- イ 前回の入札における最低価格以上の入札

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 支払方法

- (1) 県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、構築業務について、県の検査に合格し、県から業務の完了を確認されたときは、県に対し、代金を請求することができるものとする。
- (2) 県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、当該四半期（10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで又は7月1日から9月30日までの各期間をいう。）における運用保守及び賃貸借業務の各月分が県の検査に合格し、かつ、当該四半期の終了後に、県から当該四半期に係る業務の完了を確認されたときは、県に対し、当該四半期分の代金を請求することができるものとする。
- (3) 運用保守及び賃貸借業務における各年度の支払金額は、落札価格のうち運用保守及び賃貸借業務の当該四半期分の額に対して下記の値を乗じて算出した額とする。

運用保守及び賃貸借業務					
令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
2	4	4	4	4	2

- (4) 県は、契約者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

16 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- (3) 契約に関する事務を担当する部局名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県会計局会計課
- イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メール e1201003@pref.wakayama.lg.jp